

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字松山地内

四 作業期間

平成二十九年九月二十二日から平成二十九年十二月二十八日まで